



お知らせ

国民年金のはなし

申・問 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆国民年金保険料の免除制度をご存じですか

保険料を納めていないと将来受け取る年金が少なくなり、万が一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

◆保険料免除・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、利用できます。

※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。

【対象期間】 7月～翌年6月分

◆学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

【対象者】 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人



【対象期間】 4月～翌年3月分

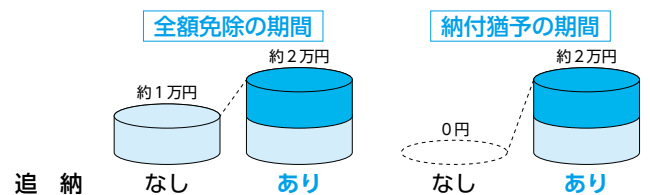
※いずれも、原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。申請対象期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。

◆免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部免除などの承認を受けた期間の分、将来受け取る年金額が少なくなります。ただし、これらの期間は、10年以内であれば、後から納付（追納）することができます。

1年間分追納すると、全額免除の期間であれば老後の年金が年間で約1万円、納付猶予や学生納付特例の期間であれば年間で約2万円増えます。



お知らせ

後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

問 ○三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6883/6884
○保険年金課 ☎ 22-9660 FAX 26-0151

◆「被保険者証」に代わり「資格確認書」を交付します

7月中旬にピンク色の資格確認書（有効期限：令和8年7月31日）を特定記録郵便で送付します。医療機関を受診する際の自己負担割合を記載していますので、ご確認ください。

◆所得区分について

医療機関などの受診時にマイナ保険証または所得区分が記載された資格確認書を使用することで、自己負担限度額までのお支払いとなります。また、低所得Ⅱ・Ⅰの人は、入院時の食事代などが減額されます。資格確認書に所得区分を記載するには申請が必要です。※限度額認定証等または所得区分が記載された資格確認書をお持ちの人で8月以降も対象の人には、申請なしで所得区分記載の資格確認書を交付します。

◆保険料と納付方法をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法のお知らせを送付し

ます。昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

◆納付方法について

原則として年金からの天引き（特別徴収）ですが、次の人は納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。

- 年金の受給額が年額18万円未満の場合
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合

※75歳になる前まで国民健康保険税が口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは口座情報は引き継ぎませんので、改めて口座振替の手続きが必要です。
※年度途中に75歳になる人は資格取得後半年から1年間は納付書払いで、その後、年金天引きに自動的に切り替わります。



お知らせ

安心して医療が受けられるように
国民健康保険税の税率などが変わります

問 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。伊賀市の国民健康保険は、医療費の増加などから近年大幅な赤字が続いているため、保険税を段階的に改正しています。

税率区分			令和6年度	令和7年度 改 定 後
全被保険者	医療分 （医療費の支払いに使用する財源）	所得割	7.11%	8.65%
		均等割	29,300円	29,700円
		平等割	22,000円	24,200円
		賦課限度額	65万円	66万円
	後期高齢者支援金分 （後期高齢者医療制度を支える財源）	所得割	2.33%	3.00%
		均等割	9,500円	9,600円
		平等割	6,700円	7,900円
		賦課限度額	24万円	26万円
40歳以上 65歳未満	介護納付金分 （介護保険制度を支える財源）	所得割	2.22%	2.50%
		均等割	11,600円	13,200円
		平等割	5,900円	6,500円
		賦課限度額	17万円	17万円

※賦課限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。



お知らせ

資格情報のお知らせ・
資格確認書をお届けします

問 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆資格情報のお知らせ・資格確認書をお届けします

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（または資格確認書）の有効期限は7月31日(木)です。マイナ保険証の登録状況に応じて、8月1日(金)から使用できる「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬に順次郵送します。

○マイナ保険証の利用登録のある人

「資格情報のお知らせ」を送付します。引き続きマイナ保険証を使用してください。

※マイナ保険証の読み取りができないなどの場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを医療機関に提示することで受診できます。

○マイナ保険証の利用登録のない人

「資格確認書」を送付します。これまでの被保険者証と同様に使用できます。



資格確認書



お知らせ

9月7日に
集団健診を実施します

申・問 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆健康ミニイベントも同時開催します

生活習慣病の早期発見、健康の保持・増進のため、健診を年に1回受けましょう。自分の健康状態を正しく把握することがとても大切です。

【と き】 9月7日(日)

午前9時30分～11時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

【対象者】 ○伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和25年9月8日～昭和61年3月31日に生まれた人

○後期高齢者医療制度の被保険者の人

※対象者には、6月下旬に緑色の封筒で受診券を送付しています。

【申込方法】 申込フォーム・電話

【申込期間】 7月1日(火)～8月15日(金)

※定員になり次第、締め切ります。



申込フォーム